

八戸市新商品特定随意契約制度事業者認定事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号の規定に基づき随意契約できるようにするため、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者（新たな事業分野の開拓を図る新規の創業者を含む。以下「認定事業者」という。）として市長の認定を受ける際の手続きを定め、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（募集）

第2条 市長は、認定事業者として認定を受けようとする者を公募等により募集するものとする。

（申請者の要件）

第3条 前条の規定による募集に応募できる事業者は、市での使用が見込まれる新商品を生産する者のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- （1）市内に本店又は主たる事務所を有すること
- （2）市内に工場又は事業場を有すること

（実施計画の認定申請等）

第4条 認定を受けようとする事業者は、新商品生産による新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）に係る認定申請書（別記第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の書類を添付するものとする。

- （1）直近の営業期間の営業報告書又は事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容等の概要を記載した書類）
- （2）定款及び登記簿謄本（定款を有しない者にあつては、それに類するもの）
- （3）その他新商品に関する資料

（認定審査会の設置）

第5条 市長は、認定事業者の認定手続きの公正を期するため、八戸市新商品特定随意契約制度事業者認定審査会（以下、「審査会」という。）を設置する。

（事業者の認定）

第6条 市長は、第4条の実施計画が次条に定める認定基準に適合すると確認した場合には、同条の規定により認定申請した事業者を認定事業者として認定するものとする。

- 2 前項の規定により、申請内容が次条に定める認定基準に適合するかどうか確認する場合は、市長は審査会の意見を聞くものとする。ただし、市長が必要ないと認める場合は、この限りでない。
- 3 市長は、第1項の規定により認定したときは、八戸市新商品特定随意契約制度事業者認定通知書（別記第2号様式）により、また、認定しないときは八戸市新商品特定随意契約制度事業者不認定通知書（別記第3号様式）により、その旨を通知する。
- 4 市長は、認定事業者の名称及び並び新商品の内容について、特定随意契約対象者名簿（別記第4号様式）により公表するものとする。
- 5 認定の有効期間は、認定日から起算して3年経過後に最初に到来する3月末までとする。
- 6 認定事業者が、前項の期間満了後においても引き続き認定を希望する場合は、第4条に定める申請を再度行なうものとする。

（認定基準）

第7条 実施計画の認定基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1）当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、既に企業化されている商品とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであっても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。
- （2）当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
- （3）当該新たな事業分野の開拓に係る新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が、新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。
- （4）実施計画が公序良俗に反しないこと。
- （5）実施計画が関係法令に違反しないこと。

（実施計画の変更）

第8条 認定事業者は、実施計画を変更しようとするときは、市長に実施計画変更認定申請書（別記第5号様式）を提出するものとする。

- 2 市長は、前項の実施計画変更認定申請書が提出されたときは、審査会の意見を踏まえ、変更後の実施計画が前条に定める認定基準のいずれにも適合するものであると確認したときは、実施計画の変更を認定する。ただし、当該変更が軽微な場合は、審査会の審査を省略することができる。
- 3 市長は、前項の規定により認定したときは、実施計画変更認定通知書（別記第6号様式）により、また、認定しないときは実施計画変更不認定通知書（別記第7号様式）に

より、その旨を通知する。

(認定の取り消し)

第9条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すものとする。

(1) 実施計画に従って新たな事業分野の開拓を図るための事業を実施していないと認められるとき。

(2) 第7条に定める認定基準を満たさなくなったと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、八戸市新商品特定随意契約制度事業者認定取消通知書（別記第8号様式）により、その旨を通知する。

3 第1項の認定の取り消しにより損失が生じたときは、その損失は認定事業者の負担とする。

(報告)

第10条 市長は、必要があるときは、認定事業者に対して実施計画の遂行状況について報告を求め、実地に調査することができる。

2 前項に規定する報告は、実施計画遂行状況報告書（別記第9号様式）により行なうものとする。

(市の責務)

第11条 市は、物品の購入を行う場合は、認定事業者が生産する新商品をその性能、品質、数量、価格等について考慮のうえ、優先的に調達するよう努めるものとする。

2 市は、認定事業者の認定に係る新商品の普及促進を図るため、新商品に関する情報提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、認定審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月12日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年11月17日から実施する。

別記第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛て先）八 戸 市 長

申請者 住 所
名 称
代表者氏名

新商品生産による新たな事業分野の開拓の実施に関する計画に係る認定申請書

八戸市新商品特定随意契約制度事業者認定事業実施要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 新商品の生産の目標

（新商品の概要及び新商品の生産による新たな事業分野の開拓に関する実施目標を要約して記載してください。）

- | | |
|--|------|
| 2. 申請者の概要 | 別紙 |
| 3. 新商品の内容、新商品の生産の実施時期及び実施方法..... | 別表 1 |
| 4. 新商品の生産に伴う設備投資の内容 | 別表 2 |
| 5. 新商品の生産の実施に必要な資金の額及びその調達方法 | 別表 3 |
| 6. 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を行っていく上で、記載すべき事項 | |

別紙

2. 申請者の概要

創業年月			資本金	千円		
業種			従業員数	人		
売上高	(年 月期)		HPアドレス	http://www.		
株主構成	株主氏名	住所	持株数	比率	備考	
会社略歴						
現在の 主要事業 内容						

※添付書類

提出する申請書には、次の書類を添付してください。

1. 直近営業期間の営業報告書又は事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容等の概要を記載した書類）
2. 定款及び登記簿謄本（定款を有しない場合は、それに類するもの）
3. 市内に工場又は事業場を有する場合は、1、2に準じるもの

認定された場合、市ホームページ等で下記項目を公表することとなります。公表不可の項目がある場合、その項目及び理由を記載してください。

公表項目：事業者名／所在地／電話番号／HPアドレス／創業年月／業種／事業内容／認定計画（新商品）の概要

公表不可項目

公表不可理由

別表 1

3. 新商品の内容・新商品の生産の実施時期及び実施方法

(1)新商品名： ※1					
(2)新商品の新規性、従来商品に対する優位性：					
(3)新商品の有用性（技術の高度化、経営能率の向上、住民生活の利便の増進等）：					
(4)新商品の生産に関する技術的要素等の付加：					
(5)新商品に関する公的機関等での性能試験評価等：					
(6)新商品の予定販売価格：					
(7)新商品に関する産業財産権の取得状況：※2					
区分	登録(出願)番号	登録(出願)年月 日	出願者所属氏名	特許等の名称	備考
(8)新商品開発において活用した各種支援策：※3					
(9)新商品の開発年度及び新商品の生産開始年月 開 発 年 度： 生産開始年月：					
(10)新商品の生産の実施方法：					
年 度	実 施 者 ※4 (実施場所)		実 施 内 容		雇用創出 予定人数
年度					
年度					
年度					

※1 必要に応じて新商品のパンフレット、写真等を添付してください。また、新商品の画像データも提出してください。

※2 公開特許公報等の写しを添付してください。

※3 国・県・市等からの認定・承認事業名及び認定・承認年月日、これまでに活用した補助事業等名及び金額、大学・公的試験研究機関等との連携状況等について記載してください。

※4 新商品の生産を行う住所地（実施場所）を事業内容ごとに記載してください。
また、実施者が申請者と異なる場合には、申請者との関係を明記してください。

別表 2

4. 新商品の生産に伴う設備投資（土地、建物及び設備（リース設備を含む。）の取得に係る投資をいう。）の内容

（単位：千円）

年度	設 備 投 資 額 所 要 資 金 額	内 容			所要資金額
		名称・種類	数量	単 価	
年度					
		小 計			
年度					
		小 計			
年度					
		小 計			
所 要 資金額 合 計					

【記載要領】

1. 内容については、機械装置等の具体的な名称、単価、数量、資金所要額を記載してください。
2. 過年度に新商品の生産に伴う設備投資をした場合にも記載してください。

別表 3

5. 新商品の生産の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

区 分		年度	年度	年度	合 計	備 考
《必要な資金の額（内訳）》						
	原 材 料 費					
	構 築 物 費					
	機 械 装 置 費					
	工 具 器 具 費					
	外 注 加 工 費					
	技 術 指 導 受 入 費					
	直 接 人 件 費					
	そ の 他 経 費					
合 計						
《調達方法》 ※						
	補 助 金					
	政府関係金融機関からの借入					
	小規模企業設備資金制度の利用					
	設 備 資 金 貸 付 制 度					
	設 備 貸 与 制 度					
	中小企業基盤整備機構からの借入					
	民 間 金 融 機 関 からの 借 入					
	中小企業投資育成株式会社の投資					
	指 定 支 援 機 関 の 投 資					
	民間ベンチャーキャピタル投資					
	リ ー ス 、 割 賦 、 ロ ー ン					
	自 己 資 金					
	そ の 他					
合 計						

【記載要領】

1. 補助金を活用した場合には、具体的な補助制度について備考欄に記載してください。
2. 政府関係金融機関からの融資がある場合は、機関名を備考欄に記載してください。
3. 金融機関からの融資がある場合で、信用保証協会からの付保があるときは、その旨備考欄に記載してください。
4. ベンチャーキャピタル等からの社債引受がある場合で、(独) 中小企業基盤整備機構からの保険付保がある場合は、その旨備考欄に記載してください。
5. リース会社等からのリース等がある場合で、(独) 中小企業基盤整備機構からの保険付保がある場合には、その旨備考欄に記載してください。

八 商 第 号
年 月 日

様

八戸市長

八戸市新商品特定随意契約制度事業者認定通知書

年 月 日付けの新商品生産による新たな事業分野の開拓の実施に関する
計画に係る認定申請については、八戸市新商品特定随意契約制度事業者認定事業実施要綱
第7条に定める認定基準に適合していることから、認定事業者として決定したので通知し
ます。

八 商 第 号
年 月 日

様

八戸市長

八戸市新商品特定随意契約制度事業者不認定通知書

年 月 日付けの新商品生産による新たな事業分野の開拓の実施に関する計画に係る認定申請書については、下記の理由により八戸市新商品特定随意契約制度事業者認定事業実施要綱第7条に定める認定基準に適合していないことから、要綱第6条第3項の規定に基づき八戸市特定随意契約制度事業者として認定しないことに決定したので通知します。

記

不認定の理由

特定随意契約対象者名簿

番号	事業者名		所在地
	電話番号／FAX 番号		HP アドレス
	創業年月	業種	事業内容
	認定計画（新商品）の概要		
	使用用途：		
	認定期間：		

年 月 日

（宛て先）八 戸 市 長

	住	所
申請書	名	称
	代表者氏名	

実施計画変更認定申請書

年 月 日付け新商品生産による新たな事業分野の開拓の実施に関する計画に係る認定申請書の内容に変更があったので、八戸市新商品特定随意契約制度事業者認定事業実施要綱第8条第1項の規定に基づき申請します。

記

1. 変更事項

2. 変更事項の内容（変更の内容について、変更前と変更後を対比して記載すること）

別記第6号様式（第8条関係）

八 商 第 号
年 月 日

様

八戸市長

実施計画変更認定通知書

年 月 日付けの実施計画変更認定申請については、八戸市新商品特定随意契約制度事業者認定事業実施要綱第8条第3項の規定に基づき認定することに決定しましたので通知します。

八 商 第 号
年 月 日

様

八戸市長

実施計画変更不認定通知書

年 月 日付けの実施計画変更認定申請については、下記の理由により不認定とします。

記

不認定の理由

別記第8号様式（第9条関係）

八 商 第 号
年 月 日

様

八戸市長

八戸市新商品特定随意契約制度事業者認定取消通知書

年 月 日付け八商第 号により八戸市新商品特定随意契約制度事業者
として認定しましたが、下記の理由により認定を取り消します。

記

認定を取り消す理由

八 商 第 号
年 月 日

（宛て先）八 戸 市 長

報告者 住 所
名 称
代表者氏名

実施計画遂行状況報告書

年 月 日付で認定を受けた実施計画の 年度の遂行状況を下記
のとおり報告します。

記

年度の実施計画の遂行状況

区 分	遂 行 内 容
計 画	※1
実 績	※2

- 【記載要領】
- ※1 認定申請書の別表1に記載した事項に即して記載すること。
 - ※2 実施計画と対比できるよう便宜別紙として記載し、必要に応じて資料を添付すること。